

市会議第 5 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 19 年 3 月 13 日提出

提出者 市会議員 加藤 盛司 ほか 14 名  
(市 会 運 営 委 員)

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「、会議に諮って」を削り、同条に次の 1 項を加える。

5 議長は、第 1 項の規定により委員を指名したとき、又は第 3 項の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

第 6 条第 1 項中「市会の」を「議長の」に、「得なければ」を「受けなければ」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議長は、前項の規定により市会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

第 18 条第 1 項中「昭和 22 年法律第 67 号」を「以下「法」という。」に改める。

第 20 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録（法第 123 条第 1 項に規定する電磁的記録をいう。）によることができる。この場合における前項の署名については、同条第 3 項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び次項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役として在職するものとされた者がその職にある間は、この条例による改正後の京都市会委員会条例第 2 条第 1 号の規定の適用については、同号中「会計管理者」とあるのは、「収入役」とする。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、議長が会議に諮らずに委員会の委員を指名することができることとする等の必要があるので提案する。